

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ イ コ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 名 屋 佑 一 郎
(コード番号 : 6 7 8 7 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 本 部 長 石 渡 仁
T E L 0 4 6 7 - 7 6 - 6 0 0 1

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および執行役員は、当社および当社子会社(以下、「メイコーグループ」という。)に対し、「メイコー経営理念」を通じて、メイコーグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役等および使用人による、法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「メイコーグループ企業行動憲章」および「メイコー行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性について情報発信および教育を通じて、周知徹底をはかる。
 - (2) メイコーグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行うなどコンプライアンス活動への取組みとして、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定する。その結果を踏まえて内部監査部門は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - (3) 監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。また、内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
 - (4) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - (5) 総務部門および第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、メイコーグループにおける法令もしくは定款違反および社内規程違反の発見、またはそのおそれのある事実の早期発見のため、利用を促進する。

- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」および関連マニュアルに従い、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役および使用人の職務執行に係る情報・文書の取り扱いについて、情報セキュリティ方針、文書管理規程など社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに基づき、文書、または電磁的に記録して適切に保存、管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が、随時これらの文書を閲覧できるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (3) 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (4) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) メイコーグループを取り巻く、環境、災害、品質、情報セキュリティ等様々なリスクを想定して、「リスク管理基本規程」および「緊急時対応マニュアル」の整備を行い、危機発生防止の教育に努める。
- (2) お客様の生産計画への影響を最小限におさえるべく、メイコーグループではBCP (Business Continuity Plan) を作成し、緊急時に備える。
- (3) 重大なリスクを認識したとき、または重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、直ちに株式会社メイコー代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行うと同時に再発防止に努める。
- (4) リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、メイコーグループのリスク管理の実施について監督する。
- (5) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会および役員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (6) 内部監査部門は、メイコーグループにおけるリスク管理体制およびリスク管理の実効性について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 健全な企業活動を継続するため、定期的にと取締役会を開催する。また必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

- (2) 取締役会は、マイコーグループの重要事項の決定ならびに取締役の職務遂行状況の監督を行う。
 - (3) 取締役会は、マイコーグループの中期経営目標ならびに年間事業計画の決定と職務権限や意思決定ルールの方針、および月次・四半期業績管理を行う。
 - (4) 取締役会から権限委譲された意思決定機関として「役員会」を設置し、委譲された範囲内での、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する体制をとる。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、「経営理念」および「企業行動憲章」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - (2) 当社は、マイコーグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議を行う。
 - (3) マイコーグループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行う。
 - (4) 当社は、マイコーグループにおけるリスク管理について「リスク管理基本規程」に定め、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (5) 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスク管理に係る課題・対応策を審議する。
 - (6) 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
 - (7) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、マイコーグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
 - (8) 当社は、マイコーグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門および当社子会社は、関連する部門の支援の下で、これを実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な監査役業務補助者を、当社の使用人から任命する。使用人の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の評価、任命、解任、人事異動等については監査役の同意を得た上で決定する。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知徹底する。
- (2) 前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、株式会社メイコー及びグループ各社において著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。
- (2) 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制として、以下①から④について定める。
 - ① 子会社の取締役および使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、メイコーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはヘルプライン（内部通報）に通報する。
 - ③ ヘルプライン（内部通報）の担当部門は、メイコーグループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。
 - ④ 当社の内部監査部門、法務部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の支払いをするため、毎年、一定額の予算を設ける。

12. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役との間において、定期的に意見交換の機会を設けることにより、監査役が実効ある監査を行うことができるように努める。
- (2) 監査役が監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等の連携を図ることができるように体制の整備を行う。
- (3) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (4) 常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供する。

以上